

商店会等活性化事業

【目的】

空き店舗等の利用促進及び商店会等の活力並びに賑わいを創出し、地域商業の活性化及び市民の暮らしやすさの向上に資するため、市内において商店会等活性化事業を行う団体に対し補助金を交付する。
 また、空き店舗を活用して営利を目的とした新規に開始する事業に対し、補助金を交付する。

●商店会などの賑わい創出を応援する事業 予算額 2,000千円

【対象者】 商工業者で組織する団体 【補助金額】 補助金上限額:50万円(補助率:1/2以内)
 【補助対象経費】 事業の実施において特に必要と認める経費(物品購入費、委託料、賃貸料、工事費など)

事業区分	事業例
地域商業の活力や賑わいを創出するための事業	・空き店舗、空き地などを活用したイベント ・販売促進事業 ・宅配事業 など
IT(情報技術)などを活用した事業	・インターネットを活用した販売事業 ・ポイントカード事業 など
広報または宣伝を行う事業	・商店会などのイメージアップ ・集客力を高めるためのキャンペーン・宣伝事業 ・パンフレット、マップ等作成事業 など
地域商業の活性化または安心安全なまちづくりのための研究または実験事業	・専門家や技術者を招いた調査、研究、診断などを行う事業 ・タウンモビリティ事業 ・高齢者や障がい者のための宅配事業 ・FAX受注システム事業 ・ユニバーサルデザイン事業 など



●空き店舗を活用した新規事業を応援する事業 予算額6,000千円【3,000千円拡充】

【対象者】 空き店舗を活用して営利を目的とする事業を新規に開始する事業者
 【事業採択に関わる要件】 市内の市街化区域または隣接する区域にある店舗、利用実績があるが1ヶ月以上使用していない店舗であることなど

経費区分	経費の内訳	補助率	補助金上限額
店舗改装費	内装工事、外装工事、給排水設備工事、サイン工事および電気工事等に要する経費	1/2以内 (1回)	300万円 ※店舗賃借料は 5万円/月
店舗賃借料	敷金、礼金、保証金、管理費、共益費、その他か類する費用を含む。	1/2以内 (1年間)	